

事業再構築小委員会

ご説明資料

2024年9月24日

一般社団法人 事業再生実務家協会

Japanese Association of Turnaround Professionals
Alternative Dispute Resolution Procedures for Business Turnaround



意見書の概要(目次)



● 本制度創設のための事業再生実務家協会の意見は「意見書」記載のとおりである。

- ・ 第1 本制度創設の意義及び基本的方向性
- ・ 第2 対象債務者
- ・ 第3 対象債権
- ・ 第4 担保付債権
- ・ 第5 一時停止
- ・ 第6 可決要件と認可要件
- ・ 第7 本制度と事業再生ADR手続ないし法的倒産手続との関係
- ・ 第8 事業再生ADR手続と手続実施者に対する評価(補足説明)

本制度創設における重要な視点



一般社団法人
事業再生実務家協会

●重要な視点(第1)

- 事業再生計画案の内容の公正性・公平性及び合理性を確保することが最重要課題である
- そのことは、全員同意を予定する準則型私的整理手続でも、再建型の法的倒産手続でも、本制度でも、同じである。

●事業再生計画案の内容の公正性・公平性及び合理性を確保するための 具体的措置として必要なもの

- 公正中立な第三者機関の関与
- 清算価値保障原則
- 数値基準
- 資産評定基準

事業再生ADR手続と本制度



一般社団法人
事業再生実務家協会

●事業再生ADR手続において事業再生計画案の公正性・公平性、合理性確保のために設けられている措置は次のとおりである

- 公平中立な第三者機関(産業競争力強化法47条1項1号、省令17条 手続実施者)
- 清算価値保障原則(省令29条2項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項二(1)(ii)①)
- 数値基準(省令28条2項1号2号)
- 資産評定基準(省令29条1項1号、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評定に関する基準)

●ADR手続の計画案と本制度の計画案の内容に違いはない

- 同じ債務者が策定する事業再生計画案は、ADR手続と本制度で本質的違いはない
- 計画案に対する公正性等の評価基準は同じであるべき ⇒ダブルスタンダードとすべきではない

●本制度にも、ADR手続と同じ基準ないし措置を設けるべきである。

- 本制度に、ADR手続と異なる措置や異なる基準を設ける必要はないし、相当でもない
- 実態バランスが異なることや計画内容を異にする理由もない
- 計画内容の公正性等を確認する第三者機関が同じ計画に対して異なる判断をすることはない

本制度創設における重要な視点



一般社団法人
事業再生実務家協会

●重要な視点(第2)

- 多数決制を採用するとしても、債権者全員の同意を得ることを基本とするべきである
- 公正・公平で、合理性があり、履行可能性のある計画は、全ての債権者の利益となるから、対象債権者全員の理解を得るように努め、計画に対する全員同意を得ることが望ましい
- ⇒債務者は、全員の同意が得られる内容の計画案の策定に努める
- ⇒第三者機関は、全員同意を得ることを目指して手続を主宰する
- 本制度は、公正・公平で合理的な計画に対し、一部債権者が同意しない場合に備えた制度と位置付けるのが相当

事業再生ADRの実績と評価



一般社団法人
事業再生実務家協会

●事業再生ADRの実績(2024年6月末時点)

- ・【実績】 総件数99件、成立件数71件(72%)、取下件数24件(24%)、継続中件数3件(3%)、不成立件数1(1%)
- ・【上場会社】 総件数99件(330社)中、上場36件(36%)、非上場63件(64%)。
- ・ 上場の既済案件数35件中、成立案件数24件(69%)、取下案件数11件(31%)
- ・ 取下げの理由は、主に、対象債権者全員の同意が得られる見込みがない、スポンサーの撤退等で計画の立案ができない、第三者支援が確定し資金繰りの目途がついた等である。

●手続遂行主体としての手続実施者の資質(知識経験・信頼性)

- ・【人数】 合計58名、内訳:弁護士43名、公認会計士13、その他2(2024年9月10日現在)
- ・【資格要件】
 - ・ 産業競争力強化法(第49条1項)で「事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者」
 - ・ 経済産業省令(経済産業省関係産業競争力強化法施行規則)第17条で詳細な資格要件を規定。
 - ・ 実際には、法令の要件を超える経験を有する者が手続実施者に選任。
 - ・ 事業再生ADR手続を主宰する手続実施者は、本制度において期待される第三者機関としての役割を十分果たせるだけの資質と知識経験を有している。

●事業再生ADR手続に対する評価

- ・ 現行の事業再生ADR手続は、事業再生のための準則型私的整理手続として浸透し、活用されている。
- ・ ADR手続は、金融機関及び債務者の信頼も得られており、引き続き活用されるべき制度である。

事業再生ADRと本制度の関係



一般社団法人
事業再生実務家協会

- 全員同意を前提とする事業再生ADRは引き続き活用されることを前提として本制度を制度設計するのが相当
- 本制度の利用に至る二つの流れ
 - ・ ADR手続が先行し、公正公平で合理的な計画に対して一部債権者の同意が得られない場合に、本制度に移行する場合
 - ・ 一時停止に一部債権者が反対し(反対が見込まれるために)、本制度の一時停止命令を活用して本制度の手続を進める場合
- 基本的枠組みは共通とするのが相当

本制度の具体的制度設計



一般社団法人
事業再生実務家協会

●計画内容の公正性・公平性、合理性を確保する基準が重要

- 清算価値保障原則
- 数値基準の設定
- 資産評定基準の設定

●公正で透明性のある手続であることが重要

- 債権者への情報開示
- 債権者と債務者の誠実協議(債権者会議等における適切な意見交換)
- 計画内容の公正性・公平性、合理性の検証と検証結果の開示
- 上記を踏まえた計画の策定(修正)の機会の確保

●上記の手続を担う公正中立な第三者機関が重要

裁判所の役割



一般社団法人
事業再生実務家協会

● 反対債権者に権利の変更を強制するための制度的担保として必要 (二つの役割)

- 計画が手続的に適正に成立したか、計画内容の公正性等が第三者機関によって適切に確認されたかを判断する役割(計画の認可決定)
- 本制度の利用に反対する債権者が存在しても、本制度を利用することが必要で相当な場合に、事業再生の機会を確保する役割(一時停止命令)

● 迅速で円滑な事業再生を実現するためには、裁判所の負担を重くしないことが重要。

- 計画認可は、計画内容の実質審査ではなく、手続の適正性審査を中心とし、計画内容の公正性や履行可能性に審査が及ぶとしても、第三者機関の調査に特段の手続的瑕疵がない限り、その調査報告の結果を尊重するものとする。
- 一時停止命令は、本制度を利用する必要性と相当性の審査で足りる。